

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会 生活困窮者対策検討委員会設置規程

平成26年6月1日

規程 第112号

(目的)

第1条 この規程は、生活困窮者対策検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる区分のうちから、それぞれ若干名を社会福祉法人三芳町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 埼玉県西部福祉事務所
- (3) 民生・児童委員
- (4) 町行政職員
- (5) 区長会
- (6) 金融機関
- (7) 生活困窮者支援団体
- (8) 地域住民
- (9) その他、会長が必要と認めた者

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は次に掲げるものとする。

- (1) 生活困窮者の支援に関する事
- (2) 三芳町社会福祉協議会が実施する福祉資金貸付事業の大綱に関する事
- (3) 償還金の支払猶予に関する事
- (4) 償還金の支払免除に関する事
- (5) 一時償還及び貸付の停止に関する事
- (6) その他、会長が必要と認める事項

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は会務を統括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は委員長が召集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、三芳町社会福祉協議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。